

須賀川市公告第 17 号

次のとおり一般競争入札について公告する。

令和 7 年 2 月 14 日

須賀川市長 大寺 正晃

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- (2) 貸付場所等

入札番号	施設等名称 (所在地)	販売品目	貸付 場所	貸付面積 (設置台数)	備考
市協第 2 号	市民交流センター 須賀川市中町 4 番地 1	水、茶、清涼飲料水等飲料 (ペットボトル・缶蓋付に限る)	3 階 物件調書のとおり	1.9 m <sup>2</sup> (1 台) 回収ボックススペース含む	

- (3) 貸付期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (4) その他 詳細は仕様書のとおり

2 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 須賀川市民交流センター ルーム 3-1
- (2) 入札日時 令和 7 年 3 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分  
※ 郵便等による入札は認めない。

3 入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく民事再生手続き中の者でないこと。
- (3) 須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱第 3 条 1 項各号に規定する者でないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 自動販売機（1(2)の販売品目）の設置業務について、2年以上の管理及び運営の実績を有していること。

#### 4 入札参加の申込み

入札参加希望者は、本公告中、3に掲げる資格基準について、5(4)に掲げる入札参加資格確認申請書等を市長に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は、本市ホームページからダウンロードすること。）

#### 5 申請書等の受付

##### (1) 期 間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）まで

##### (2) 時 間

午前9時00分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (3) 場 所

須賀川市 市民協働推進部 市民協働推進課（須賀川市民交流センター1階）において行う。

提出にあたっては、予め電話で日程を予約のうえ持参すること。（郵送等の取扱いは行わない。）

##### (4) 提出書類

ア 2年以上の自動販売機設置の用に供する行政財産又は普通財産の貸付けに係る契約書の写し

イ 設置を希望する自動販売機のカatalog等

##### (5) 提出方法

持参またはメールにて提出すること。

#### 6 審査結果の通知

入札参加資格の確認は、5の申請書等の受付に定める提出書類により行うものとし、その結果は入札参加資格審査結果通知書（第4号様式）により、令和7年3月7日（金）までに通知する。

#### 7 仕様書等に関する質疑応答

(1) 質問がある場合は、仕様書等書質問書（第1号様式）を令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）までに市民協働推

進部 市民協働推進課へ、持参又は電子メールにより提出するものとする。なお、電子メールを送信した場合は、電話により到着を確認すること。(郵送、ファクシミリ等の取扱いは行わない。)

(2) 質問に対する回答は、令和7年3月7日(金)までに須賀川市ホームページに掲載するものとする。

## 8 入札保証金

入札保証金を免除するものとする。

## 9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

## 11 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 12 落札者の決定等

(1) 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 入札回数は、2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。(入札書の提出は2回を限度とする。)

## 13 契約締結及び契約書の作成

(1) 落札者は、公有財産借付等申請書(第6号様式)を提出の上、市と公有財産貸付契約を締結するものとする。

- (2) 契約の締結は、落札者の決定後、14日以内に行われなければならない。
- (3) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ア 本公告中、3に掲げる資格のうち、(2)、(3)、(5)、又は(6)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
  - イ 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- (4) 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 落札者が14日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となる。
- (6) 契約保証金は、契約の相手方は、契約の締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納入しなければならない。ただし、須賀川市契約規則（平成9年須賀川市規則第22号）第30条第1項の各号に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。

#### 14 入札に関する注意事項

- (1) 入札書及び委任状には、件名・貸付場所等を記載すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- (3) その他必要な事項は、須賀川市契約規則、須賀川市公有財産への自動販売機の設置に対する貸付基準のとおりとする。

#### 15 その他

不明な点については、以下に問い合わせること。

須賀川市 市民協働推進課

電話番号 0248(94)4431

須賀川市役所ホームページ

URL <https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

E-MAIL [shiminkyodo@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:shiminkyodo@city.sukagawa.fukushima.jp)